

～争族・争続をさけるために～

遺言、準備しませんか？



相続発生時に遺言がない場合、故人の財産分割に関して、遺産分割協議書を作成することになります。

その時に「**争う族**」が起きるのです。

相続発生時に、遺言がない場合、相続人間で「被相続人の財産をどう分けるか」という書類を作成します。そして相続人全員の自署押印をしたものが「遺産分割協議書」です。これがないと「故人の銀行預金を引き出したり」「故人の車を売却」したり「不動産の名義変更」が出来ません。多くの方が遺言を用意していませんので、遺産分割協議書を作らざるを得ないのが現状の相続です。ちなみに遺言を用意している人は約10%にとどまると言われています。

そして**争族・争続の第一歩と言えるのが遺産分割協議書の作成時に発生します。**

例えば長男が多くを相続する遺産分割協議書で、長女がほとんど何ももらえない場合、「お兄ちゃんばかり相続してずるい！私ももっと遺産ちょうどいいよ。そんな内容(遺産分割協議書)だったらハンコ押さないよ！」という具合です。当然、**遺産分割協議書がまとまなければ相続登記(不動産の名義変更)等が出来ません**ので、**他の相続人は困ってしまいます。**これでは

「ごね得」となってしまいます。このような争いをおこさないためにも遺言を生前にあらかじめ作成しておくということは非常に重要なわけです。

また逆を言うと「遺言があれば遺産分割協議書を作らなくてもよい」ということにもなります。つまり「**遺言があればもめるリスクを大きく減じができる**」のです。



報酬体系 (公証人報酬は別途必要)

公正証書遺言を作成する人	初期費用 (税別)	遺言執行費用 (相続財産の価額×料率)	デメリット
自分で作る	0円	0円	揉めた場合、多大な精神的負担、一つ一つ調べながらやる必要あり
銀行/弁護士	30~100万円	1.5%前後	費用は一番高い
相続終活専門協会	18万円	0.8% 但し、3億超に 関しては減算致します。	

※死後認知等、イレギュラーなケースでは困難事由加算有



お問い合わせ窓口

一般社団法人
相続終活専門協会 <http://sokatsu.jp>

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1
ニューオータニガーデンコート 8階

全国の遺言を専門にした司法書士などの専門家が対応させて頂きます。

遺言相続専用ダイアル

まずはお気軽にご相談下さい。

0120-131-554

受付時間 平日 9時~17時

「相続税の申告」に伴うさまざまな手続きを 相続の専門家がサポートします

大事なご家族がお亡くなりになって、お気持ちが沈んでいるところ、
相続に伴う手続きは、精神的にも肉体的にも過大な負担になります。
相続終活専門協会では、相続に伴う様々な手続きを代行し、
相続に伴うご負担を軽減いたします。



相続税の申告サービス

相続登記



遺産分割協議書の作成



相続税の申告

相続税の申告に必要な業務は一通り行わせていただきます。

良心的な相続税の申告報酬

多くの方に安心してご依頼頂くため、明確な基準に基づく業界最低水準の税理士報酬で相続税申告サービスをご提供しています。

相続税申告料金表

■ 基本報酬

遺産総額とは、プラスの財産すべてであり債務や基礎控除、生命保険の非課税枠を控除する前の総額を指す。
土地に関しては路線価×地積といたします。

(消費税別)

遺産総額	報酬料率 (遺産総額に対して)
~1億円までの部分	0.6%
~2億円までの部分	0.5%
~3億円までの部分	0.4%
~5億円までの部分	0.3%
5億円以上	別途お見積もり

※基本報酬の最低金額は30万円～



■ 加算報酬

土 地 (1利用区画につき)	非上場株式 (1社につき)	相続人複数	申告期限3ヶ月以内
5万円	15万円	上記 × 10% × (相続人の数 - 1)	20%増

※5名以上は加算対象となりません。

■ 減算報酬

申告期限6ヶ月超	(消費税別)
10%割引	

■ その他の報酬

- 不動産評価に必要な資料の取得代行 実費のみ
- 金融機関残高証明書の取得代行 1ヶ所につき手数料 2万5千円+交通費実費のみ
- 戸籍関係書類の取得代行 一律3万円+実費のみ
- 税務調査への対応を行う場合 日当5万円
- 当初申告後に追加で申告書作成が必要な場合 別途お見積もり
- 準確定申告を行う場合 別途お見積もり
- 延納、物納を行う場合 別途お見積もり
- 登記を行う場合 登録免許税+司法書士報酬のみ
- 訪問、土地の調査等 旅費・交通費実費のみ
- 不動産鑑定評価が必要となる場合 不動産鑑定報酬のみ

※消費税は別途申し受けます。※遺産分割において相続人間での争いがある場合は別途報酬をいたゞく場合がございます。※その他、特殊事情により調査・検討が必要で、通常よりも多くの作業が生じるような場合(過去に預金移動が多数ある場合の通帳調査、広大地評価、非上場株式の会社規模が大きい等)には、別途お見積もりの上で報酬が必要となります。



お問い合わせ窓口

一般社団法人

相続終活専門協会 <http://sokatsu.jp>

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート8階

税理士法人エクラコンサルティング、アステルフォース税理士事務所等、
全国の相続税を専門にした提携税理士事務所が対応させていただきます。

遺言相続専用ダイアル

まずはお気軽にご相談下さい。

0120-131-554

受付時間 平日 9時～17時